



有限会社 ウンピング・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号  
ウンピング神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol.209 2019年10月31日

## ブラジル：商標法改正

ブラジルにおいて、2019年10月02日にマドリッド・プロトコルが発効しました。

新制度を採択するために、商標法が改正されました。主な改正点は以下の通りです。

- \* 多区分制度：1出願で複数の分類の商品・役務を指定できます。
- \* 共同出願：複数人が共同で商標出願できます。
- \* 出願・登録の分割：審査の中止や商標譲渡の際に出願分割ができます。
- \* 審査期間：審査期間は異議申立があった場合を除き、18ヶ月以内に短縮されます。

制度の変更がありましたが、以下の要件には従う必要があります。

- \* 現地代理人：ブラジルに居住しない者が何らかの申請をする場合、現地代理人の選任が必要です。
- \* 委任状：出願時に提出しない場合、出願日から60日以内に提出しなければなりません。
- \* ポルトガル語：提出書類はポルトガル語を使用するか又はポルトガル語の訳文が必要です。
- \* 公告：異議申立、指令、拒絶、無効審判及び不使用取消は公報に掲載されます。  
それらの公告を監視するためには現地代理人の選任をお勧めします。

上記の改正は先ず国際登録に適用されました。国内商標については2020年03月09日に施行されます。

(出典: Balder IP Law, S.L.)